

技術提案公募の公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和 8 年 3 月 13 日

岡山県農林水産総合センター長

1 技術提案に付する事項

- (1) 業 務 名 令和 8 年度「岡山県地域資源活用・地域連携サポートセンター」設置・運営業務
- (2) 業 務 内 容 令和 8 年度「岡山県地域資源活用・地域連携サポートセンター」設置・運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに。
- (3) 契 約 期 間 契約締結日から令和 9 年 3 月 1 2 日（金）まで
- (4) 契 約 限 度 額 3, 9 2 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

技術提案に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 基本的要件

- ア 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 1 9 年岡山県告示第 3 3 2 号。以下「審査要領」という。）第 8 条第 2 項の規定により公表されている入札参加資格を認定された事業者の名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- イ 入札参加資格者名簿の業務種目の大分類が「9 その他（情報・通信サービスを除く）」、小分類が「4 研修業務」であり、格付区分が A 又は B であること。
- ウ 入札参加資格者名簿に登載された所在地が岡山県内であること。
- エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- オ 審査要領第 10 条第 1 項の規定による入札参加の停止の措置を物品の売買、修理等に関して受けていないこと。
- カ 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領の規定による入札参加除外の措置を物品の売買、修理等に関して受けていないこと。
- キ 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- ク 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始

の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(2) 専門的知識等に関する要件

6次化商品の開発・流通に関する専門的知識を有しており、農林漁業者等に対して6次化商品の企画、加工、販売等について自ら指導・助言できる、又は、専門家を派遣して指導、助言できること。

(3) 守秘性に関する要件

業務上知り得た情報を漏らさないこと。

(4) 中立性・公平性に関する要件

ア 特定の個人又は法人等だけの利益を目的としないこと。

イ 特定の団体等に属する農林漁業者等だけを支援対象としないこと。

3 業務委託に関する事務を担当する課の名称等

岡山県農林水産総合センター普及連携部産学連携推進課

〒709-0801 岡山県赤磐市神田沖1174-1

電話番号 086-955-0273

FAX番号 086-955-3269

4 契約条項を示す場所

上記3と同じ

5 技術提案参加手続等

この技術提案に参加を希望する者は、次のとおり技術提案参加資格確認申請書（様式第1号）等を提出しなければならない。

また、技術提案参加者は、契約担当者から提出した書類等について説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(1) 技術提案参加資格確認申請書及び仕様書等の配布期間及び場所

ア 配布期間

令和8年3月13日（金）から令和8年3月23日（月）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2条）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。

イ 配布場所

上記3の場所に同じ。また、岡山県農林水産総合センターホームページからダウンロードすることができる。

(2) 技術提案参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和8年3月13日（金）から令和8年3月23日（月）までの午前9時から

午後5時までとする。ただし、県の休日を除く。

イ 提出場所

上記3の場所に同じ

ウ 提出書類

ア) 技術提案参加資格確認申請書(様式第1号) (1部)

イ) 法人に関する調書(様式第2号) (1部)

エ 提出方法

持参又は郵便等(書留郵便、配達記録郵便等により、配達記録が確認できる配達方法によるものとする)による。ただし、郵便等による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

(3) 技術提案参加資格要件の審査

ア 審査結果の通知

技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、参加資格の審査結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

(4) 質問の受付

本公告に関して疑義がある場合は、契約担当者に対して説明を求めることができる。

ア 受付期間及び方法

質問は、令和8年3月18日(水)午後5時までに質問書(様式第3号)を電子メールにより提出すること。電話又は口頭による質疑には応じない。

※ 送信先アドレス [nousou-sangaku@pref.okayama.jp](mailto:nousou-sangaku@pref.okayama.jp)

※ 電子メール件名 「サポートセンター設置・運営業務/質問書」とすること

## 6 技術提案

(1) 技術提案書等の提出

ア 提出期限 令和8年3月26日(木)午後5時(必着)

イ 提出場所 上記3の場所に同じ

ウ 提出書類

ア) 提案書(様式第4-1号、原本1部+写し4部)

イ) 技術提案書(様式第4-2号、5部)

ウ) 見積書(様式5号、原本1部+写し4部)

エ 提出方法

持参又は郵便等(書留郵便、配達記録郵便等により、配達記録が確認できる配達方法によるものとする)による。ただし、郵便等による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかつ

たものとみなす。

オ その他

技術提案書等提出後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 審査

岡山県農林水産総合センター内に設置する審査会において、提案書等の内容を別途定める審査基準により審査するが、必要に応じて別途ヒアリングの実施や追加資料の提出を求める場合がある。審査結果については、速やかに、提案者に通知する。なお、当該結果について、異議を申し立てることはできない。

(3) 審査基準

審査基準は、以下のとおりとする。

ア 技術提案書等の内容が次の各号に適合しているか。

ア) 提案の内容が当県の意図に合致していること。

イ) 提案の内容・方法等が優れていること。

ウ) 事業の経済性が優れていること。

イ 当該事業と同様の事業に関する実績を有するか。

ウ 当該事業を実施する体制が整っているか。

エ 経営基盤が確立しているか。

## 7 契約書作成要否

要

## 8 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として、契約金額の100分の10以上の金額を県に納付しなければならない。なお、岡山県財務規則第155条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 9 その他

(1) 契約を締結する際に、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内において、提案された内容を変更するよう県が求めることがある。

(2) 提案者において、不適切な方法で技術提案書等の評価に影響を与えようとするこ  
と、その他の契約の相手方としてふさわしくない行為や事実が確認された場合、当該  
提案者は失格とする。

(3) 提案書等の作成、提出等に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(4) 提出された書類は、返却しないが、その提案者の許諾を得ることなく、本プロポー  
ザルにおける審査以外の目的に使用し、又は第三者に開示することはない。

(5) 令和8年度当初予算が岡山県議会で議決されない場合、事業を行わないことがあ

る。この場合、（３）同様に県は提案等に要した費用を負担しない。

- （６）本事業は国の農山漁村振興交付金を活用し実施する予定のため、当該交付金の予算措置がなかった場合は、業務内容や委託限度額を変更する場合がある。また、国の実施要領（農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領）、要綱（農山漁村振興交付金交付等要綱）等に変更が生じた時には、委託契約書に添付する仕様書を変更することがある。